

平成28年度  
桐生市下水道使用料審議会

第5回審議会資料

平成28年9月27日

桐生市水道局

## 目 次

資料1	答申書 (案)	.....	P1~P3
資料2	第4回下水道使用料審議会における答申内容に関する委員の 意見について	.....	P4~P10

# 答 申 書 (案)

## 桐生市下水道使用料審議会

### ・はじめに

桐生市の下水道使用料は、昭和42年の供用開始以来3回改定されてきたが、平成9年の改定以来18年が経過している。

また、平成17年の市町村合併後10年が経過しているが、旧桐生市内と新里地区の使用料体系も統一されておらず、現在、同じ公共下水道を使用しているにもかかわらず、使用料に不均衡が生じている状態となっている。

加えて、平成32年の公共下水道事業の公営企業化に向けては、受益者負担の原則に基づき、汚水処理費を使用料収入で賄えるよう下水道使用料の適正化を図る必要があると考えられる。

これらのことを踏まえて、桐生市より、平成32年の公営企業化までに段階的に使用料改定を行い、一般会計からの約6億円の繰入金を解消するための改定案が提示された。

当審議会では、桐生市長より諮問を受けた桐生市公共下水道使用料の見直しについて慎重に審議、検討を重ねた結果、ここに結論を得たので、その結果を次のとおり答申するものである。

1. 平成17年の市町村合併から10年が経過しているが、旧桐生市内と新里地区の下水道使用料体系が統一されていない。

同じ公共下水道を使用しているにもかかわらず、使用料に不均衡が生じている状態が続いている。

市民の公平性の観点からも速やかに使用料体系を統一すべきである。
2. 下水道事業の平成32年4月の公営企業化に向けて、下水道事業は受益者負担の原則により、汚水処理費は使用料収入で賄われなければならないこととなる。

内容的には、現在の桐生市の一般会計からの繰入が廃止となることから、使用料収入の改定により、汚水処理費に見合うべく使用料収入を段階的に引き上げることは、必要な措置であると考え
3. 今回の下水道使用料の引き上げ幅が大幅になった原因は、長年にわたり使用料体系の見直しを行なってこなかったことにあり、今後は3年毎の定期的な見直しを行ない、使用料の適正化を常に図っていくことが必要不可欠であると考え
4. この度の下水道使用料の改定率は大幅なものであり、弱者支援の観点からも、低所得者や高齢者所帯などに対して減免措置の検討が必要であると考え
5. 同様に大幅な使用料体系の改定は、大口使用者の事業を圧迫するものであり、桐生市の産業に重大な影響を及ぼすことは確実である。大口使用者への産業支援策の実施が使用料の改定と同時に実施されるべきである。

6. 老朽化している境野水処理センターの改修工事や、耐用年数を超える下水道管の改築更新工事等既設の設備の改修と、公共下水道未整備地区についての下水道敷設の新設等は、市民の負担の更なる増加を抑制するという観点に立って、必要な措置を計画的・継続的に実施していくことが望ましいと考える。

## 第4回下水道使用料審議会審議会における

### 答申内容に関する委員の意見について

(会長)

それでは、お一人ずつ、最終的な意見を頂けますか。

旧桐生地区が750円、新里地区が1000円というのを、早急に是正するという点について、意見を言うところではないというのは、よろしいですね。あとは、150円の設定や、産業に重大な影響を及ぼすことへの支援、境野水処理センターを合流式から分流式に直すこと、人口減など、大きくそういったことについてご意見を頂戴しまして草案を文章にして、次回皆さんに添削していただいて、最終答申にしていこうと思います。今まで語ってこなかった方も、皆さんの意見をお聞かせ願えればと思います。

(事務局)

7ページの過去の答申内容ですが、これは要約ではなく、原文をそのまま載せております。

○委員からの意見

使用料の改定はやむを得ないと考えております。ただ、18年間見直しをしなかったということで、この4年間で70数%改定すると、相当大幅な改定ということになるかと思えます。なので、その4年を、5年6年と、上げる期間を引き延ばすということも、一つご検討いただければと思います。

それと、そもそも今回の改定の主なものは、市の一般会計からの6億あまりの基準外繰入金の解消ということでありますので、改定によってその繰入金が増減されることと思えますので、是非、先ほどから出ています大口使用者への産業支援というものを何らかの形で、下水道の方からというのは難しいかもしれませんが、産業支援策というものを、是非ご検討いただければと思います。市内の公衆浴場の水道というのは、何か助成措置というものがあるのでしょうか。

(事務局)

市民生活部の方から、そういうものがあります。

そういうものがあるということで、下水道課ではなく、一般会計の方からご検討いただいたうえで、ぜひそちらの支援策を入れていただければと考えております。

以上です。

#### ○委員からの意見

私は、第一回目に来たとき、一般会計からの繰入金があまにも大きいもので驚きました。ただ、ここの3ページにありますように、私が携わっているのは、弱者の部分です。

本当に、常日頃、ライフラインが止まったなど、そういった相談ばかりが来るのが私たちの部署であります。大口使用者も本当に大変だと思えますけれど、私たちが携わっている支援者も、もともと入ってくるものが小さいので、下水道使用料が上げられると、もっと相談が来るのではないかと、危惧しています。ただ、今までのを見ていますと、私は値上げはやむを得ないと思えます。

どうぞよろしくをお願いします。

#### ○委員からの意見

私は下水道使用料の料金体系の改定については本当に無知でありまして、この審議会に出させていただいてから、利用者が負担したお金ではとても事業が賄えていないということ、改めて認識しまして、この間も婦人会で値上げをする段階にはなっているけれども、私たちが払っている料金では賄いきれていないということがよく分かりましたということ、みなさんにもお知らせしました。主婦の立場からしましたら、3年間で値上げというのは、先ほど出ました繰入金を減少させつつも、延ばしていただけたらと思いました。料金を値上げすることには納得しておりますが、そのことによって川内や、まだ下水道が処理されていないところへ対して、工事の手を差し伸べるのも大切なことだと思っております。こういった料金問題について、しばらく他に会議などがあつたのかは分かりませんが、こういった意見を時々聞く会も必要ではないかと思っております。

どうぞよろしくをお願いします。

#### ○委員からの意見

皆さんと同じ意見ですが、平成32年までに国の基準ということで150円にして、いろいろと国からの補助も貰える体制にしておくということは、やはり必要なのではないかということで、値上げはやむを得ないということではないかという印象です。

大口使用者に関しては、あまり劇的な変化が起こらないような、ただしある程度期限を切った援助が必要なのではないかと思っております。

それから、弱者への対策についてですが、前回資料の2ページに使用件数の割合が出ていて、たとえばご老人が2人年金で暮らしているような方々の使用量が10㎡くらいで、基本料金で収まっている割合が7%ということで、20㎡までいくと25%ということですが、このあたりは如何なのかという気がしていて、弱者の方が基本料金でカバーできるような設定はできないのかという印象を持っているので、説明ないしご検討いただければと思っております。

#### ○委員からの意見

説明を伺えば伺うほど、大変なことだと思っております、18年間値上げをしてこなかったことに対して、ツケが来ているということで、一刻も早く正常な形にしていかなければならないのだと考えています。従って、この三段階の諮問案については、個人的には賛成ですが、ただこのように長期に亘って料金改定をしてこなかった経緯については、先ほどご説明いただきましたけれども、市民にはしっかり説明をして理解していただくということをしていただければありがたいと思っております。

また、産業支援、弱者支援につきまして、先ほど事務局から料金は一定で基準は変えない（※支援策については、使用料の減免ではない形で行うこと）という説明がありましたけれども、やはり減免措置というのを東京都の水道局などはやっていますし、桐生市もいろいろな産業があります。染色産業、鍍金産業など。

あとは医療関係、社会福祉法人、それと公衆浴場なども含めて、こういうものは減免措置というもので、しっかりと基準を設けたらよいのではないかと思います。減免措置の分は一般会計で負担するという措置も理由がつけば可能ではないかなと思いますので、そういう形のものも検討していただければありがたいと思っております。

それともう一つ。これは、直接は関係ございませんが、いま地方創生が大きな課題となっております、人口増対策というものも桐生市はしていかなければいけません。そういう意味では桐生市に移って来ていただく方に対して、公共料金である下水道料金が急激に上がったということになりますと、自治体イメージがかなり損なわれることになりかねないと思いますので、そのあたりも人口増対策とからめてしっかりと説明といたしますか、桐生市のPRが必要となってくるのではないかと思いますので、よろしく申し上げます。

以上でございます。

#### ○委員からの意見

染色業をやっていて、水は大変使うので、値上げというのは本当に厳しいなと思っております、境野水処理センターのような施設などを見ると、値上げはしなければいけないのかなと思いますが、必ず産業支援と弱者支援を何らかの形でやっていただきたいなと思っております。

よろしく申し上げます。

(会長)

東京都の減免措置というのは大口使用者に対してでしょうか。

(委員)

そうですね、東京ですと公衆浴場、医療・社会福祉施設等々です。それと、高齢者世帯の減額もあるようです。8㎡以下の料金の減額です。



○委員からの意見

私も皆さんがおっしゃった考え方と全く同じです。値上げに対する反対はございません。ただ、やはり皆さんがおっしゃるとおり、産業界に及ぼす影響はあまりにも大きいものがありまして、当社は直接の大口使用者という形ではありませんが、繊維をやっているものですから、委託で染屋さんにはお世話になる関係で、間接的には影響を受ける企業の一つでございます。そういった、直接だけでなく間接の部分も含めると、裾野は何倍にも広がる。本当に考えていた以上の影響が出てくる可能性もございますので、毎度毎度の話にはなってしまうかもしれませんが、産業界への措置。たとえば減免措置などは、企業さんも交えて今後も重ねていってほしいと思う次第でございます。

○委員からの意見

答申案を文面に起こしてきたので、概要を6点。

ひとつは、平成32年4月の引き上げ幅や引き上げ計画は、必要な措置なのではないかと考えます。

それからもう一つ、同じ市にありながら旧桐生地区と新里地区の使用料が同じでないというのは、早急に是正すべきだと。

それからもう一つ、今回の下水道使用料の引き上げが大幅になってしまった原因は、長年、料金の見直しをしてこなかった、できなかったことなので、これは定期的な見直しをする必要があると思います。

4番目は下水処理にかかるコストダウン、これは今までもやってきたと思いますが、これを計画的・断続的に行い、市民の負担抑制のために必要な措置を継続的に行っていくことが望ましい。

それから、公共下水道未整備地区について、計画的に下水道の敷設を行っていくことが望ましい。

最後に、大口使用者の立場として、必要な政策について具体的に、料金引き上げまでに決定していただきたい。

ということで、私が個人的に一番行ってほしいと思う措置は、下水道法第10条1項の特例の認可・許可をいただきたいということです。

【参考】

下水道法（昭和三十三年四月二十四日法律第七十九号）

（排水設備の設置等）

第十条 公共下水道の供用が開始された場合においては、当該公共下水道の排水区域内の土地の所有者、使用者又は占有者は、遅滞なく、次の区分に従つて、その土地の下水を公共下水道に流入させるために必要な排水管、排水渠その他の排水施設（以下「排水設備」という。）を設置しなければならない。ただし、特別の事情により公共下水道管理者の許可を受けた場合その他政令で定める場合においては、この限りでない。

#### ○委員からの意見

前回は述べさせていただいたように、基本的には仕方ないと思っております。市内で桐生と新里の料金が違うというのは、この審議会に来て初めて知ったということもあったので、そこについては、一定の期間は必要でしょうけれど、早い時期に統一していくのが、ある意味必要なことではないかと思えます。その上で、先ほどから皆さんが言っているとおり、社会的弱者や大口使用者、地場産業への減免措置は、しっかり合わせて出していきたいというのが一つの希望です。東京都の例ということで、先ほど他の委員さんがおっしゃっていましたが、自分も調べたのですが、東京都はかなりの逓増制で1000㎡を超すと300円/㎡という値段の上での減免なので、150円で逓増制がないというのは、すごく評価をすべきことだと思います。しかし、現状からの差というところでは大きな差があるので、向こうは高く減免しているということがありますので、今回上がった部分についての多少の減免という観点で考えていただければありがたいというふうに思っております。

以上です。

#### ○委員からの意見

私も、皆様の意見と同様、やむを得ずという前提のもと、今回の料金改定に関しては賛成いたします。ただし、生活弱者ならびに大口使用者に関しては、できれば具体的な減免措置ということで、今、皆様から東京の例が出ていますが、私も調べてみたのですが、金銭的な使用料の改定ができないというお話がありまして、ただ技術的・設備的あるいは使用料を減らすような技術・設備を導入するに当たっての補助をいただければよろしいのではないかと。そして、先ほど他の委員さんもおっしゃっていましたが、こういった減免措置を作るのであれば、桐生市の具体的な基準というのをしっかり作っていただきたいと思えます。また、例えば場所によってはメーターの設置場所も入り口ではなくて出口に設置して管理するという話もあるようです。産業についてだけになってしまいますが、生産に関するものであり、私のところも取水する量よりも出て行く量の方が少なくなりますので、そういった減免措置も東京も含めてあるようなので、是非ともそちらの方を具体的な調査、ならびに基準を設けていただければ大変助かります。

以上です。

#### ○委員からの意見

ネットに行政データランキングというサイトがありまして、これを見ると20㎡の月額使用料のランキングが、全国837市のうち桐生市の桐生地区は第65位。それから、新里地区については246位ということで、桐生地区についてはかなり安いということが、これを見ても、全国の平均からしても言えると思えます。ちなみに一番高いのは松本市で、これは観光のものだと思いますが、これですと9,870円。その次は夕張市で、5,000円以上の使用料になっているということです。ただ、月額3,000円という一つのガイドラインを国から言われているということで、これだと550位くらいになって、そこまで高くなるのかなという気はするのですけれど、それでも私も値上げやむなしだと思います。ただし、うちの会社で試算しますと、年間の使用料が700万円弱上がる。ということは、何らかの具体的な支援策を提示いただきたいというふうに考

えます。

それからもう一点。私はずっとこの審議会に出て、少し懸念するのは、ともかく150円まで上げて、その後また考えましょうというような雰囲気を感じるので、150円になったときには、市の対応としてまたすぐに上げるというようなことはやめていただきたいというふうに私は感じます。

以上です。

#### ○委員からの意見

私も何回か審議会をさせていただいた中で、値上げについてはやむを得ないのではないか、また、新里地区と長年統一ができなかったというところは、早めに解消したほうがいいと思います。

ただ、平成9年の答申を見ますと、3年ごとの見直しを行うべきであると書いてあるのですが、このところができていなかったのかと。

また、答申を出すにあたって、ある程度反映されるようなことで出さなければいけないのでも感じます。実際に18年間安い金額であったということは、ここで値上げをするという意見よりも、逆に安く使わせてもらったということも考えなくてはいけないのかなと。

また、最初にいただいた資料のなかで、県内の比較がありました。このなかですべて桐生市が安くいるというのは、やはりいろいろと考えていかなければならない。

また、大口使用者への支援というのも、県内の地域においてどこでどういうふうに支援があるかというのを調べながら、急激な変化になるわけですから、少しでも負担を抑えられるような、何かを入れていければいいのかなと思います。答申で書いたことが全部反映されていけば一番いいのですが、なるべくそのままいけるような答申を作っていかなければならないのかなと思います。だとしたら、答申を出したことはなるべく行ってほしいというのが望みかなと思います。

以上です。

#### ○委員からの意見

私も皆さんのご意見のとおり、市町村のデータを見ますと、150円/m<sup>2</sup>の使用料を負担するのはやむを得ないだろうと。このまま安い状態で続けるというのは、無理があると感じております。

期間についても、3年ほどで料金を統一していくという形になっています。これも、ある程度はやむを得ないのかなと。確かに、急激に倍以上の金額になるわけですが、それは先ほども委員さんが言われたように、今までが安すぎたということも多少は考えざるを得ないのかなと思います。

また、これを上げるに当たっては、前回平成9年度の答申をやって、そしてもうこの流れでやらないというのは、非常に問題があると考えます。ですので、定期的な見直しを行いながら、料金の改定をするのかしないのかというのをしていけば、ここまで問題にはならないのかなと。また、一度にここまで負担が増えることはないのかなということを感じています。

また、上げるに当たって、一番問題になるのが弱者への配慮です。今回の値上げですと、11m<sup>2</sup>から30m<sup>2</sup>までが一律でそれ以上全部150円という取り扱いになっています。そういうとこ

ろを考えますと、基本料金の10㎡まではやむを得ないにしても、そこから出てくる30㎡くらいまでは、もう少し配慮していただいてもよかったのかなという感じはしています。また、大口使用者にしても、当然、短期間でかなりの負担増になりますので、これはやはり減免という形で何らかの措置が取れないのかなと考えました。

以上です。

(会長)

皆さん、ありがとうございました。

私としましては、市長から委嘱状をいただいていますので、答申案をまとめなければならないのですが、基本的に市当局のことはひとまず置いて、私たち14人の意見をまとめます。みなさんの貴重な意見を文章にしてきます。これまでの答申が簡条書きになっていますので、簡条書きで、少し大きな活字で作って参りますので、次回、皆さんに添削していただいて、最終的に委員会の答申として提出していきたいと思っていますが、その流れでよろしいでしょうか。

先ほどから多くの方の意見が、改定はやむを得ないということで一致しておりますので、改定はやむを得ないということの先として、弱者への支援や大口使用者への支援についてどうするか。それと一つどうしようかと思っているのが、(使用料を長年改定しなかったことについて)市の怠慢であったという文章を一応書いてきますけれども、削るということならば削ります。先ほどから出ていますが、長年安い使用料で使わせてもらったという意見もありますので。

次回、案を提出しますので、その文章を練っていただこうと思いますので、今日はそのようなことでよろしいでしょうか。それで、また次回の召集をみなさんにかかるときに、みなさんの意見のレジュメのようなものを入れてもらえますか。できれば、私に早めにいただけると、答申を作りやすいのでお願いします。